

ラポール池田緑ヶ丘バイク置場使用契約書

ラポール池田緑ヶ丘管理組合（以下甲という）と、使用者（以下乙という）との間に、この契約の条項によりバイク置場使用契約を締結する。この契約の証として本契約書2通を作成し、甲、乙各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 ラポール池田緑ヶ丘管理組合

理事長

印

乙

印

第1条（駐車区画）

本契約によって乙が使用する駐車区画は、バイク置き場及び甲の指定する場所とする。

第2条（契約車両）

本契約によって乙が駐車する車両は、下記のとおりとする。

- (1) 所有者: _____
- (2) 車種: _____
- (3) 年式: _____
- (4) 車両ナンバー: _____

第3条（使用目的）

乙は、第1条記載の駐車場指定場所を、第2条記載車両の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条（車両の変更）

乙は、第2条記載の車両を一時他車に替えて使用する場合、または車両を変更した場合は、すみやかに書面をもって甲に通知しなければならない。

第5条（使用期間）

本契約の期間は平成 年 月 日から平成 年 月 日間での1ヵ年とする。

- 2 契約期間満了2ヶ月前までに甲、乙いずれからかの解約の申し出がないとき、および管理組合の総会の変更決議のない場合は、本契約は更に1年間更新されるものとし、以後これにならう。
- 3 本契約期間中であっても、乙は2ヶ月前の書面による予告をもって任意に本契約を解約することができる。

第6条（使用料）

使用料は月額()円也とし、乙は毎月27日までに翌月分を甲の指定する方法にて支払うものとする。

第7条（使用料の改定）

使用料は、管理規約第61条に基づき総会の決議をもって改定することができるものとする。

第8条（譲渡、転貸等の禁止）

乙は本契約に基づく駐車場の使用権を第三者に譲渡、転貸又は貸与してはならない。

第9条（甲の責任範囲）

乙の使用する車両の駐車中、もしくは駐車場への出入りに際し、当該車両または附属設備ならびに積載物等の天災、盗難、紛失、衝突、接触等の事故が発生し、または、天災、地変その他の事由により乙の車両に損害が生じても甲は乙に対し、賠償その他一切の責任は負わない。

第10条（乙の責任範囲）

乙およびその関係者（同乗者含む）が、故意または過失により、駐車場の諸設備または他の車両その他に損害を与えた場合は、乙はすみやかにその全額を賠償しなければならない。

第11条（ラポール池田緑ヶ丘バイク置場使用細則等の遵守）

乙またはその家族、使用人、同乗者は当該バイク置場使用細則を遵守しなければならない。

第12条（契約の解除）

乙が次の各号の一に該当したときは、甲は何らの通知、催告を要しないでただちに本契約を解除することができる。この場合、甲が被った損害について、甲は乙に対して損害賠償を請求することができる。

- (1) 第6条に定める使用料の支払いを1ヶ月以上怠ったとき、または支払いが2ヶ月以上延滞し、甲の催促にもかかわらず支払期日を守らないとき。
- (2) 本契約並びにラポール池田緑ヶ丘バイク置場使用細則の各条項に違反し、もしくはバイク置場の管理に関する甲の指示、注意等を守らないとき。
- (3) 乙がラポール池田緑ヶ丘管理規約第28条により組合員資格を喪失したとき。
- (4) 乙が本契約中に乙の有する専有部分を第三者に占有させたとき。

第13条（バイク置場の明け渡し）

使用期間の満了解約、合意解約または前条の解約により、本契約が終了したときは、乙はすみやかに解約の手続を済ませて車両を搬出し、当該バイク置場を甲に明け渡さなければならない。

第14条

本契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上決定する。

以上